

別記様式(第7条関係)

市民からの依頼による食品の放射性物質検査依頼書

年 月 日

相模原市長 あて

依頼者 住 所

郵便番号 ー

相模原市 区

※ 依頼者の住所に検査成績書を郵送します。

氏 名

電話番号

私は、市民からの依頼による食品の放射性物質検査実施要綱の内容を承諾のうえ、同要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり依頼します。検査を依頼するに当たっては、裏面の事項に同意します。

検体名 (品目名)	
生産者名	依頼者と同じ又は
生産者所在地	依頼者と同じ又は
産 地	相模原市 区

受付記入欄 (記入しないでください)		検体管理No. (検査機番記入)	
重 量	<input type="checkbox"/> 約500g以上	腐敗の有無	<input type="checkbox"/> 無
受 付	衛生研究所・相模原食協津久井支部 受付日 /	担当者	
衛生研究所依頼書受領日 /			

同意事項

- 1 依頼書の内容に虚偽の記載があった場合、検査を中止します。その際、検体は返却しません。
- 2 検査後の検体は原則として廃棄します。
- 3 市に過失のない不慮の事故(検体搬送中の交通事故など)により検査の実施が不可能になった場合、検査結果は発行できません。また、検体の返却も行いません。
- 4 依頼書の内容を放射性物質検査事業及び放射性物質検査事業に附帯する事業に利用します。なお、これ以外の目的には利用しません。
- 5 検査結果、検体の品目名、生産地(区名まで)を市ホームページ上に原則として公開させていただきます。
- 6 市民からの依頼による食品の放射性物質検査実施要綱(令和5年5月1日施行)第9条に定める事項があった場合は、検査を中止します。

市民からの依頼による食品の放射性物質検査実施要綱 ※抜粋

(検査の実施)

第9条

2 依頼者が次の各号のいずれかに該当する場合、検査を中止することができる。

- (1) 依頼書に虚偽の記載があった場合
- (2) この要綱の規定に違反した場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、検査の実施が不可能と認める場合